

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第2回枚方市立火葬場指定管理者選定委員会
開催日時	令和4年9月27日（火） 9時30分から 11時30分まで
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出席者	会長：本多 重夫 委員 副会長：服部 純子 委員 委員：高橋 泰代 委員、森井 規仁 委員、渡辺 信久 委員
欠席者	-
案件名	【案件】 1. 報告 （1）募集要項及び基本仕様書について（修正内容の報告等） （2）現地説明会、質疑及び申請状況について 2. 案件 （1）選定基準について （2）プレゼンテーションについて （3）評価について （4）その他
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者募集要項 資料2 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）管理運営業務基本仕様書 資料3 募集要項及び基本仕様書 修正内容一覧 資料4 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）申請状況等一覧表 資料5 枚方市立火葬場指定管理者募集に係る質疑回答表 資料6 枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者選定基準（案） 資料7 評価表
決定事項	申請団体（2団体）の提案内容に対する評価を行い、10月5日までに事務局に提出する旨を決定した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	-
所管部署（事務局）	環境部 環境政策課

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

審 議 内 容

1 開会

会 長 : (開会 9時30分)
定刻となりましたので、第2回枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を開会します。

まず、事務局から、委員の出席状況と資料の確認をお願いいたします。

事 務 局 : 本日の出席委員は5名で、委員全員の御出席をいただいております。
したがいまして、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立している旨を御報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

次第

資料1 枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)指定管理者募集要項

資料2 枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)管理運営業務基本仕様書

資料3 募集要項及び基本仕様書 修正内容一覧

資料4 枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)申請状況等一覧表

資料5 枚方市立火葬場指定管理者募集に係る質疑回答表

資料6 枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)指定管理者選定基準(案)

資料7 評価表

また、参考資料といたしまして、

参考資料1 枚方市立火葬場(枚方市立やすらぎの杜)指定管理者選定委員会プレゼンテーション進行表

参考資料2 「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料

最後に、着払い伝票となっております。

また、本日は、事前に送付させていただいております、ファイルに綴じた申請団体からの申請書類一式の写しや、評価メモ等をご持参いただきますようお願いしていましたが、お手元にごございますでしょうか。

【不足、意見等なし】

会 長 : 事務局から、本日の進め方等につきまして、説明をお願いいたします。

事 務 局 : 本日の流れですが、まずはじめの案件として、前回の選定委員会でいただきました募集要項及び基本仕様書の修正内容や、現地説明会、募集要項等に関する質疑、申請状況について、御報告させていただきます。

その後、プレゼンテーションに係る御説明をさせていただいた後に、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、事業者からの提案内容についての審議を行っていただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

2 案件

報告（1）募集要項及び基本仕様書について（修正内容の報告等）

会 長 : それでは、報告案件（1）「募集要項及び基本仕様書について（修正内容の報告等）」の説明を事務局からお願いします。

事 務 局 : それでは、募集要項及び基本仕様書の修正内容について、御報告をさせていただきます。募集要項及び基本仕様書につきましては、前回の指定管理者選定委員会で委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえて加筆修正を行ったものを、再度、委員の皆様にご確認いただいたうえで決定し、公募にあたり公表したものでございます。本日は、資料1及び資料2としてお配りしております。

なお、修正箇所につきましては、資料3に一覧表としてまとめております。

前回の委員会でいただいた御意見を踏まえて修正した箇所以外に、事務局で修正を行った箇所がございますので御説明いたします。

資料3の2ページを御覧ください。備付け備品・物品等一覧表につきましては、平成31年4月に廃止した「喫煙コーナー」等の文言が残っておりましたので、一覧のとおり修正いたしました。

これに伴い、基本仕様書の枚方市立火葬場施設概要 清掃要領についても、修正を行っておりますので御報告いたします。

募集要項及び基本仕様書に係る資料修正内容につきましては、以上でございます。

会 長 : ただいまの事務局からの御説明について、委員の皆様から御質問等はありませんでしょうか。

【質問等なし】

ご意見等はないようですので、報告案件（1）は以上といたします。

報告（2）現地説明会、質疑及び申請状況について

会 長 : 報告案件（2）「現地説明会、質疑及び申請状況について」、事務局から御報告をお願いいたします。

事 務 局 : 資料4「枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）申請状況等一覧表」を御覧ください。

まず、1. 現地説明会の状況ですが、7月20日（水）に開催し、5団体の参加がございました。次に、2. 質疑回答の状況ですが、7月20日から27日までの質疑期間中に20件の質疑が提出されました。

これらの質疑及び回答につきましては、資料5「枚方市立火葬場指定管理者募集に係る質疑回答表」としてまとめておりますので、御覧ください。

主な質疑回答について、御説明いたします。資料の2ページの7番を御覧ください。

「物価変動の人的費、物品購入費用等の物価変動に伴う経費の増は、指定管理者の負担となっておりますが、通常予見できる範囲を超えらると思われる物価変動があった場合は、協議可能との理解でよいかお示してください。」との質問があり、これに対しまして、「物価変動に伴う経費の増（ガス及び電気使用料を除く）については、通常予見できる範囲を超えらると思われる場合も、原則、指定管理者の負担となります。」と回答しております。

次に13番を御覧ください。「予約が24時間対応となっているが、業務終了し職員が退館した後でも、翌日の予約が入れられることはあるのかご教示ください。」との質問がございました。これに対しましては、「システムによる予約は24時間受付可能ですが、火葬執行日前日の16時までに確認書類をFAXにて送っていただくことで予約確定となります。なお、予約に空きがあれば、当日予約も可能であり、実績もあります。その際には、直接火葬場へご連絡のうえ、予約していただくこととなります。」と回答しております。

その他の質疑回答につきましては、後程、御覧ください。

恐れ入りますが、資料4にお戻りいただいたうえで、3. 申請の状況を御覧いただけますでしょうか。令和4年8月3日から9月7日までの間、受付を行った結果、五輪・日本管財グループ、やすらぎの杜マネジメントグループの2団体から申請がございました。両団体とも、本市が求める提出書類を網羅していることを確認後、申請書類を受理し、必要事項が記載されているか等の基礎審査を行い、不備がないことを事務局で確認しております。

なお、本日のプレゼンテーションの順番は、資料に記載のとおり、申請受付順で実施いたします。

次に、指定管理料の提案額ですが、申請団体1（五輪・日本管財グループ）が、4億6,504万9千円で392.21点、申請団体2（やすらぎの杜マネジメント）が4億5,175万3千円で400点となっております。

指定管理料の額の得点化につきましては、資料の裏面の「指定管理料の提案額について」を御覧ください。申請団体が提示する指定管理料の合計額の内、最も低い額を提示したものを満点400点とし、その他の申請者については、資料に記載している計算式によって得点化を行うこととしております。

また、公募に際し、提案上限額、調査基準価格、数値的判断基準値を定めております。調査基準価格については、提案上限額の85%とし、数値的判断基準については、すべての申請団体の提案額の平均85%として、その額を下回る提案額であった場合は、失格とすることとしておりましたが、今回の申請においては、この調査基準価格、数値的判断基準を下回る額での提案はございませんでした。

以上で、(2)「現地説明会、質疑及び申請状況について」の御報告とさせていただきます。

委員： 2ページの7番の質問について、予測外の物価変動についても、原則、指定管理者の負担と回答されていますが、例外はあるのでしょうか。

事務局： 今回、指定管理者の負担から除外した電気料金のように、想像を超えるような大きな変更があった場合は、協議をして決定をしていく予定としています。

委員： 7番の質問については、ただいま事務局から御説明いただいたような意図の質問なのではないでしょうか。予測できない変動については協議できるのか、という質問に対して、原則、指定管理者の負担と回答されていたので、「原則」とは、どういう意味なのかお聞ききたかったのですが。

事務局： 程度の問題もありますが、「原則」は、常識を超えるような変動に対しては協議可能という意味を含ませており、物価変動に伴う変動については、基本的には指定管理者の負担としております。

会長： 他の委員はいかがでしょうか。

委員： 1 ページの 3 番の質問について、30 万円未満の修繕については指定管理者の判断で行いますが、その実績についての質問があり、これに対して、その他火葬炉設備修繕は、74 万 1,780 円と回答されています。30 万円未満ではないのですが、この内容でよかったのでしょうか。

事務局： 細かい修繕箇所が複数箇所あり、合計して記載したため、このような表記となりました。

委員： わかりました。ただ、この表記であると、30 万円以上でも指定管理者の負担と捉えることもできてしまうのではないのでしょうか。

次に、現在保留となっている大きな修繕はあるのでしょうか。

事務局： 給水ポンプ設備の修繕など、現在、不具合が生じている設備もありますが、見積額によって、市もしくは指定管理者で負担するか判断していくこととなります。また、指定管理者の日常点検により、軽微な不具合箇所の報告もいただいております。

委員： わかりました。

会長： 他の委員の皆様、ご質問等はございますでしょうか。

【質問等なし】

それでは、報告案件（2）は以上とします。

案件（1）選定基準について

会長： それでは、案件（1）「選定基準について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料 6 「枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者選定基準（案）」の 2 ページを御覧ください。

黄色の網かけをさせていただいている部分ですが、前回の委員会において提案内容に対する審査の視点について、火葬は伝統的な行事であるため、新しい柔軟な発想を火葬場へ持ち込むのは難しいのではないかという趣旨の御意見をいただきました。このような御意見を踏まえ、「様々な状況に応じて、柔軟に対応できる適切な提案内容となっているか」、と修正をいたしましたので御報告いたします。

なお、その他の項目につきましては、前回御審議いただいた内容から変更はございません。内容に問題がなければ、この選定基準につきまして、本日、御審議、御決定をいただき、審査に活用いただきたいと思いますと考えております。

以上、案件 1 の説明となります。よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。

事務局で苦勞して修正されたようですが、何か御意見等がございますでしょうか。

委員： 評価方法について、事前に確認しておきたいのですが、確認事項を満たす記載がある場合として、基礎点は 3 点で乗率を 50%とされています。この基礎点から加点減点していく評価方法でよろしいのでしょうか。最高得点の 5 点から減点していく場合と、確認事項を満たしていることにより 0 点から加点していく評価方法がありますが。

会長： それで結構です。

その他に御意見がないようでしたら、ただいま事務局から御説明のあった内容で決定させていただきますが、御異議ございませんでしょうか。

【質問等なし】

それでは、案件（１）の案件は以上とします。

案件（２）プレゼンテーションについて

会 長： 案件（２）「プレゼンテーションについて」を議題とします。

プレゼンテーションを始める前に、申請団体の事業計画の提案内容、火葬場に係る確認事項に関しての評価の観点や考え方、共有すべき点について御協議いただきたいと思えます。

それでは事務局から御説明をお願いいたします。

事務局： 資料7「評価表」を御覧ください。指定候補者の選定における内容審査としまして、申請団体から提出のあった事業計画書が、本市の求める確認事項を満たしているかを御確認いただくとともに、加点事項に該当するかを御判断いただくものでございます。

評価表には、要求事項ごとに1～5段階の「評価」を御記入いただく欄と、それぞれ「評価の理由」を御記入いただく欄がございます。この「評価の理由」につきましては、委員の皆様での御議論や御発言をいただく際に活用いただければと考えております。

評価方法の詳細につきましては、お手元にお配りしております参考資料2「資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」を御覧ください。この資料は、前回の選定委員会でお示した内容と同じものとなっておりますが、5段階評価における評価の加点や減点を行う基準について記載しておりますので、評価をする際の参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、参考資料1「枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者選定委員会プレゼンテーション進行表」を御覧ください。本日のプレゼンテーションについては、申請団体によるプレゼンテーションを10分間、続いて、各委員から申請団体への質疑を約15分程度行っていただきます。

事前に送付いたしました申請団体の事業計画書等の書面からは読み取れない部分や、確認しておきたい加点事項など、申請団体へ直接質問していただければと思えますのでよろしくお願いいたします。

また、質疑が終わり、申請団体が退室された後、事務局への質疑時間としまして、10分程度お時間を取っておりますので、評価の考え方や事務局に確認しておくべき事項があればこの時間帯に御質問をいただければと思えます。

また、委員で共有すべき内容があれば、この時間を活用していただければと思えますのでよろしくお願いいたします。

次に、資料7「評価表」にお戻りいただけますでしょうか。資料の裏面の一番下に、「評価コメント（総括）」の欄がございます。これは、今回の指定候補者選定において申請団体の評価を行っていただく際に、その申請団体に関してよかった点、よくなかった点などの評価理由の総括を御記入いただくものとしておりますので、こちらへの記入もよろしくお願いいたします。

なお、次回、第3回目の委員会において、委員の皆様からいただいた評価の集計と、集約したコメント案をご提示させていただき、選定委員会としての内容審査の評

評価点を合議により決定していただく予定としております。

最終的に、委員会で御決定いただいた内容審査の得点と、指定管理料の額による点数を合計した総合評価の点数により、枚方市立火葬場指定候補者を決定したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、委員会で御決定いただいた内容審査の得点や集約した評価コメントにつきましては、議会等に公表していくこととしておりますので、予め御承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上となります。

会 長 : ありがとうございます。ただいまの事務局に説明に対しまして、御質問や御意見がございましたら御自由に御発言いただけますか。

【質問等なし】

特になければ、プレゼンテーションを実施する前に、申請団体の事業計画の内容や評価に関して、委員の間で共有しておくべき事項等がございましたら、御自由に御発言ください。

【質問等なし】

特にないようですので、プレゼンテーションを実施いたします。

事務局 : 今からお呼びする申請団体 1 五輪・日本管財グループの申請書類一式以外の団体のファイルは、申請団体から見えないように横の椅子に置いていただくようお願いいたします。

それでは、申請団体 1 を誘導いたします。

【申請団体 1 五輪・日本管財グループ入室】

それでは、ただいまからプレゼンテーションを行います。

始める前に代表の方から申請団体名、出席者及びプレゼンテーションをされる方の御紹介をしてください。その後、私からの「プレゼンテーションを始めてください」の合図で開始してください。なお、プレゼンテーションの時間は 10 分間です。終了 1 分前になりましたらベルを 1 回鳴らしてお知らせをいたします。所定の 10 分になり次第、ベルを 2 回鳴らして終了とさせていただきます。プレゼンテーション終了後、引き続き委員の皆様からの質問にお答えいただきます。

まず、団体名及び出席者、プレゼンテーションをされる方の自己紹介をお願いいたします。

【申請団体 1 の出席者、自己紹介】

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

申請団体 1 : 事業計画書の中から抜粋し御説明をさせていただきます。
事業計画書の最初の 1 ページから 2 ページですが、当グループの経営方針の中の設

立目的となります。当グループの設立目的は当グループが有する受託実績と運営、維持管理のノウハウを活用し、その能力を存分に発揮して枚方市、また市民の皆様へのサービス提供、並びに行政コストの削減、施設の適正な維持管理等を図るべく、効率的かつ効果的な運営管理の実施を目的といたします。

次に経営実績と直近の状況ですが、代表企業五輪は昭和55年7月に富山市で設立をいたしました。火葬場の運営、管理を専門的に行っております。現在、やすらぎの杜に設置されております火葬炉設備メーカーの宮本工業所のグループ企業となっております。受託実績は指定管理者事業、PFI及びDBO事業を含め全国で217か所となっております。宮本工業所と協力・連携しながら、設備に精通しているメリットを最大限に活用した運営管理を実施してまいります。また、構成企業の日本管財は、建物設備の維持管理を専門的に全国で行っております。枚方市立やすらぎの杜でも9年間、当グループで管理を行っている実績がございます。また、当グループは近隣でも宇治市斎場、西宮市火葬場、滋賀県の湖南市斎場の運営管理を行っております。

次に2ページとなりますが、育児休業、介護休業についても次世代育成支援を進めていく上で、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために当グループも取り組んでおります。

次に3ページとなりますが、代表団体、構成団体ともに大阪府公正採用選考人権啓発推進員の設置を行っております。また、障害者の法定雇用が達成されているかについてですが、代表企業の五輪は、残念ながら法定雇用率は達成できておりません。ただ、障害者雇用推進セミナーなどに参加しており、障害者の雇用支援機構から紹介を受ける態勢は整えております。構成企業の日本管財は、障害者雇用の制度に則し2%を超える実績となっております。

次に、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について、ハラスメントは能力の発揮に重大な悪影響を及ぼす行為であることを認識し、入社時及び定期的に研修を行っております。また、グループ各社の本社に、職員が直接通報できる窓口を設置しております。

次に、12ページとなりますが、環境配慮に関する展望については、貴市は環境省の2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを表明されていらっしゃると思います。今回、LED照明の入替え等を提案させていただきたいと思います。LED照明の入替え後には年間約35トンの二酸化炭素排出を抑えられると専門企業より報告を受けております。

次に、16ページですが、火葬運営業務の計画といたしまして、全従業員が複数の業務に対応できるマルチスタッフ方式を継続して取り入れてまいります。また、当グループ内での業務区分も明確にしており、連携して効率的に運営することにより利用者サービスの向上、コストの削減を図ってまいります。

次に、28ページとなります。セルフモニタリング及びアンケートの実施については、グループ全体のセルフモニタリングを貴市と合同で行うことで、事業計画の信憑性、妥当性を検証し、市民サービスの維持向上を図ってまいります。利用者アンケートは2種類ございます。1つ目は待合ロビー、待合室にアンケート様式を設置して、モニタリングを行います。2つ目は、遺族様に返信用はがきをお渡しして回収率を高め、さらなるサービス向上につなげてまいります。

次に、31ページとなります。副葬品の削減についての方策については、ホームページやリーフレット、デジタルサイネージ等を活用して、環境への配慮を分かりやすく

御説明した上で、副葬品の削減をお願いしてまいります。

次に、49 ページの人員配置についてです。現在、枚方市立やすらぎの杜で約 10 年間の運営に携わった職員を含め、16 名を継続配置して運営に当たります。また、総括責任者、総括責任者代理を専任し、貴市との連携を図ってまいります。

次に、60 ページから 64 ページの情報公開についてです。情報公開の申請があった場合は、貴市と協議の上、権利、利益が害されないことを双方で確認し、積極的に市民の皆様への公開に努め、施設の運営の透明性を確保いたします。個人情報漏えい防止に対しては、情報セキュリティーの管理基準を用いて管理を実施いたします。当グループ代表企業は国際管理基準の I S O27001、情報セキュリティーの認証を受けております。

次に、65 ページから 66 ページですが、緊急事態の発生時は、宮本工業所を含めた緊急連絡体制表を用いて、即時連絡が可能な態勢を構築しており、やすらぎの杜に急行いたします。緊急時の応援要員については、近隣より即時派遣が可能な態勢も整えております。

次に 68 ページとなりますが、大災害時には本社に対策本部を設置し、全国から復旧火葬応援が可能な態勢となっております。近畿圏内では職員が 112 名、緊急時には対応できる態勢となっております。

70 ページになりますが、コロナウイルス感染者を含む感染症に伴う事業継続計画を整備し、運営が継続できる態勢を整えております。今後の対応にも、当グループ全力を挙げて感染症の方への対応をしております。

最後に、75 ページの今後の提案となりますが、今後の提案といたしまして、デジタルサイネージの導入を提案いたします。待合ホールにて施設の案内、各種のお願い、提供できるサービスの紹介を行い、また、災害時は一時避難者や帰宅困難者の方の避難スペースの御案内、提供できるサービスの御案内、近隣指定基盤所への御案内などを行いたいと思います。

誠に簡単ではございますが、以上で御説明を終わらせていただきます。

会 長 : それでは、今の事業者について、委員の方々御質問等ございましたら、御自由に御発言していただけますでしょうか。

申請団体 1 : 御質問をいただく前に一つ謝罪がございます。

事業計画書の 9 ページでございますが、9 ページ下方に大阪支社受託斎場とございますが、このうちの左から 3 番目に大阪市飯盛斎場様と記載しておりますが、飯盛斎場様は宮本工業所の契約となっておりますので、訂正させていただきます。

会 長 : はい、わかりました。

それでは、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

委 員 : 人材の体制については、万全な体制をとっておられるということですが、今後、火葬は増加傾向、雇用については日本全体の問題として減少傾向、現在はコロナウイルスや世界情勢などの大きな問題がある中で、人手不足の際の対応は何かお考えはございますか。

申請団体 1 : 次期 5 年間の運営に関しては、1 日の予約件数が現在より 2 件増加しております。対応としましては、今現在から対応可能なメンバーの増員のため、採用を図っているところでございます。また、今後 3 年後には、さらに火葬は増加していく見込みとなっております。その際には、現在の人員を含めて、いかに増枠ができるかということ

を、指定管理者として事前に準備しながら提案をさせていただきたいと思っております。

また、緊急時の対応といたしまして、近隣にいくつか受託させていただいている斎場がございますので、緊急時には前日に連絡を取り、応援に派遣できる体制を整えております。

また、大阪支社内には営業管理部、また斎場業務という部がございます。そちらの人員がしばらくの間応援に入るなど、様々な方向から応援体制をとり、運営させていただくことが可能です。

委員：わかりました。

委員：2点御質問させていただきます。情報セキュリティについて御説明がございましたが、万が一情報漏えいしてしまった場合、会社として補償を考えたと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

申請団体1：情報漏えいの場合ですが、まず情報漏えいが発覚した場合、本社総務部より原因追求に入ります。そして原因を追求した後、さらに被害が出ないように対策を打ってまいります。

万が一被害が出た場合には、株式会社五輪が加入している、情報漏えいしてしまった場合の保険で対応してまいります。

委員：ありがとうございます。次に、災害リスクマネジメントの件で、災害時の対応について御説明がございましたが、あつてはならないことですが、例えば南海トラフが発生すると多くの御遺体が出てしまう、その火葬業務も請け負わないといけないですし、枚方市民の避難所としても提供しないといけないという場合は、どのように区分して対応されるのか、計画はございますか。

申請団体1：まず、関西圏で大災害が起きた場合、現在受託をさせていただいている斎場については、当該斎場の職員メンバーで火葬対応してまいります。ただ、広域火葬計画が適用された場合は、各地方から選抜したメンバーにより24時間で対応してまいります。我々のスケールメリットとして、これまでの大災害の経験上、約800名の職員のうち約10%から12%の職員を派遣できるという数字をもっております。となりますと、約80名から100名が応援として枚方市の火葬場に派遣が可能です。

東北地震の際には、東北方から離れた埼玉県、栃木県に御遺体が搬送されたため、緊急に対応火葬を行いました。こちらは五輪の受託斎場ではなかったのですが、国より御依頼があり、人材を派遣して24時間火葬対応した経験もございます。

本社に設置した対策本部からの指示で、全国への応援の派遣をする形になっております。

委員：そうしますと、火葬業務と枚方市民の避難する場所の提供というのは同時に行われるということでしょうか。もしくは、大規模災害の場合には、火葬場としてのシステムに特化して、避難所として開設しないということでしょうか。

申請団体1：枚方市立やすらぎの杜は、避難所として指定されていない施設であるため、災害が起こった直後の一時避難、また、施設利用者が帰れないという状況となった場合の避難場所としては提供が可能です。

委員：ありがとうございます。

委員：施設の維持管理に関わることについて教えてください。メンテナンス集団として豊中市にある宮本工業所が対応されるといった御説明がありましたが、火葬炉設備につ

いては、点検と30万円以下の修繕は、1年間で何回程度対応されるのでしょうか。現在は問題なくても、今後大規模な更新が必要であるとか、そのようなものがあると思うのですが、現在保留となっているが早めに対応しなければならないものがありましたら教えていただけますでしょうか。

申請団体1： まず、宮本工業所の実施点検が年2回ございます。その他に、定期点検として1か月に一度は火葬場に訪問しております。30万円以下の修繕に関しては、火葬設備というのは消耗機器という機器が附属されているのですが、使用中でパワーシリンダーといったものが熱で劣化していきます。火葬炉は緊急性を要するものですので、その都度宮本工業所に修繕依頼をして対応をしていただいています。火葬設備に関しては、滞って遅れていることはほぼ状態となっています。

次に、施設の維持管理、修繕について、まず不備や不具合事項が生じましたら、全国にある協力企業から即座に見積もりを徴取し、貴市と協議をさせていただいております。30万円未満の修繕については、優先順位をつけ、最優先のもの、最優先ではないが貴市との協議しております。予算の問題もありますが、優先順位の高いものは必ず修繕対応をさせていただいております。なお、現在3件ほど保留となっていますが、緊急性のあるものではございません。

今回、30万円未満で優先順位の高い低いにかかわらず、即座に対応できるよう余裕をもった提案をさせていただいております。

委員： 保留となっている3件について、具体的にはどの設備でしょうか。

申請団体1： キーボックスの修繕やタイヤブロックの改修であり、斎場の運用として、即座に修繕しなければならないものではございません。

また、弊社では、中長期修繕計画を昨年度提出させていただいているのですが、予防保全の観点から、今後5年間でこのような部分の修繕が必要になってくるということで、大規模なものから小規模なものまで貴市に報告させていただいております。そして、この計画に基づきながら修繕計画を立てております。

委員： 火葬件数の増加によって痛みが激しくなるのは、おそらく耐火煉瓦といったものだと思いますが、それはあまり心配する必要はないのでしょうか。今のお話からするとキーボックス、タイヤブロックの修繕なのでしょう。

申請団体1： 火葬設備に関しましては、今後の火葬件数の増加に伴って、やはり耐火材の更新サイクル的には短くなってくると思われれます。そのことに関しては、我々指定管理者が30万円未満で対応するのではなく、貴市の担当でございますので、点検時に今後どういった修繕をするかは、随時、貴市に提案をさせていただいております。

委員： 2点質問があるのですが、収支予算書について、令和3年度の実績から人件費が上がっているのですが、それはやむを得ないことだと思うのですが、皆さんのベースアップなのか、時給を上げているのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

申請団体1： 人件費に関しましては、最低時給というところがまず1点ございます。これは社員雇用であっても法律水準をのけた総額から時給計算をいたしますので、そういった時給計算を行った後に幾ら上げるという形で一つは昇給をしております。

また、勤続年数等で定期昇給がございますので、定期昇給の中でも人件費が上がっております。また、この人件費の中には残業といった部分も含まれており、その部分の金額も上がっている状態です。ここ2～3年は、コロナウイルス感染者の方の対応のための残業等が増えております。

委員：もう一点ですが、前回の選定委員会に参加させていただいたときに、いろいろな御提案を拝見し記憶が定かではないのですが、そのときにはLEDへの変更の御提案はされていたのでしょうか。もし御提案されていた場合は、この5年間でLEDへの変更ができなかったため再び御提案されているのかと思いますが、できなかった理由があれば教えていただけますでしょうか。

申請団体1：前回、LEDの照明への変更については、少しずつ部分的に変更を考慮してはいたのですが、開業してから年数が経ってない施設だったため、見送りしております。

ただ、枚方市様が2050年の二酸化炭素排出ゼロを宣言していらっしゃいます。今後、十数年経った中で、照明器具もある程度の交換時期にも入っておりますので、この時期に順次変更をしていった方がメリットがあるのではないかと今回御提案をさせていただいています。今回は専門企業の方に来ていただいて、照明の数、ワット数、各スペースで一日何時間点灯されているか、これらを全て考慮した上で、二酸化炭素の排出の削減量を出していただいています。

これをもって、今回収支計画に入れさせていただきたくはあったのですが、市の計画には合わせられなかったため、別枠で御提案をさせていただいています。

会長：他に御質問等がなければ、これで終了いたします。

それでは、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

申請団体1：ありがとうございました。失礼いたします。

会長：それでは、事務局に確認や質問されたい点があれば御自由に御発言していただきたいと思います。

委員：LEDの関係はどうなっているのでしょうか。以前にも提案されているような話をされていましたが。

事務局：いえ、まだ蛍光灯の状態です。交換されてない中で今回提案されている形です。

委員：市の意向としては前向きなのでしょうか。

事務局：我々の部局は地球温暖化防止の担当もしている部局ですので、施設自体も太陽光設備を導入しており、二酸化炭素を削減していきたいと考えております。現在、電気代やガス代が非常に高騰している中で、来年度以降は電気代も市が負担することとなりますので、そのような面でも削減をしていただくのは大変ありがたいと感じています。

委員：2点質問させていただきたいのですが、いわゆる施設内部と外のガレージの駐車場とかの部分ありますが、指定管理者は施設内も外も管理されるのですか。

事務局：施設全体になるので、すべて対象になります。

委員：イメージとしては、施設内よりも外の方が非常に高い金額がかかるような気がするのですが、それは枚方市さんと協議の上でされるのですか。

事務局：先ほどお話にあったように、平成20年に施設が開業していますので、施設全体については今までそれほど修繕の必要がなかったという現状があります。ただ、施設の老朽化が進んできており、ここ1、2年で市の施設管理部局等と連携して、空調設備含めて設備を順次更新していかなければならないと考えていますので、その中で役割分担ができればと考えております。

委員：もう一点、75ページで少し気になったのですが、デジタルサイネージの導入提案をされていますが、このサイネージのシステムは、協議をするような高額なものなのでしょうか。一つシステムを入れてしまえば、設備的にはそんなに難しいものではないと思うのですが。

事務局：市の情報セキュリティが厳しくて、市の情報推進部局と協議が必要というのは結構ありまして、施設の予約システム更新のときは、かなり情報推進部局と調整しながら進めていきましたので、そのような部分を想定されているのではないかと思います。

委員：なるほど、金額的なことではなくてセキュリティの部分ですね。
ありがとうございます。

委員：残骨灰を1600度で熔融と記載されていますが、前回もそうでしたでしょうか。

事務局：基本変わっておりません。

委員：アンケート調査の結果は市に情報として入っているのですか。

事務局：入っています。8、9割の方が、施設全体として満足、やや満足と回答されており、満足度は高いかと思います。5年間課長を担当しているのですが、この間でも施設への苦情というのはほぼありません。苦情があったとしても、行き違いのような話であり、最後の故人とのお別れのときに拝観ができるのにもかかわらず、葬祭業者さんが拝顔をさせないみたいなことをおっしゃったことで、御遺族から相談がありましたが、それ以外はほぼないかと思います。

委員：コロナの関係でも円滑に対応されてたのですか。

事務局：そうです。コロナに関しても厚労省のガイドラインに従いまして、時間外対応で通常火葬に影響が出ない形で対応していただいて、時間外に3枠用意し、専門職員に来ていただいて火葬対応をしていただいています。

委員：これからまだ死者が増えますが、大丈夫でしょうか。

事務局：次期指定管理期間から2枠増やすことで、5年前の稼働率に戻ることを想定していますので、この5年間は問題ないかと思います。元々、死亡者のピークを迎える2030年に、1日あたり最大24件の火葬を実施することを想定し火葬場を開設しています。

委員：まだ炉を設置するところがありますか。

事務局：いえ、増炉というのは難しいですが、1日の最大受け入れ数を20件に増やすのですが、24件まで物理的には可能と考えていますので、今後の火葬件数の増加に合わせて調整していくという形になるかと思います。

委員：やはりメンテナンス費用もかかりますからね。開設したばかりのときに現地を見学させていただいて、私の記憶では、広いスペースにぽつぽつ炉があって、それが今はすべて炉で埋まっているんですね。ありがとうございます。

委員：以前よりどうしたものかなと思っているのですが、障害者法定雇用率を達成されていないと記載があります。正直に記載はされてるけれども、達成していないというマイナスをどの程度つければいいのか、達成はしていませんが努力しますと記載されている分はどのように評価すればいいのか、達成していないからマイナスにするのか、個々の判断でいいのでしょうか。

事務局：A3サイズの資料7を見ていただきたいのですが、一番上の経営方針の4番になりますが、評価としては、法律に基づいて雇用率を達成されてる、もしくは、未達成の場合は本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるような提案がされてるということで、ここを選定委員会としてどう評価、判断されるかということになるのかと思います。

委員：わかりました。個々の判断ということで。

事務局：評価の基準として、基礎点の3点は確認事項を満たす記載がある場合となるのです

が、申請団体①の記載が十分満たしていると判断するのか、内容に不明確な点があるということで2点の評価になるのか、もしくは違う評価をされるかというのは、先生のほうで御判断をいただきたいと思います。

委員： 前はどうかだったのでしょうか。前回は未達成で、今回も未達成であれば、通常達成の見込みは期待できないと思うのですが。

事務局： 年度当初は達成されていたのですが、障害者ご本人のご事情によりお辞めになった結果、年度途中から達成できなくなったとモニタリングにて聞いております。

委員： そういうことなのですね。わかりました。

委員： 評価のところでお尋ねしたらよかったかもしれないのですが、基本的に整数で評価するのでしょうか。2.5、3.5といった評価はどうでしょうか。

事務局： 整数で評価をお願いいたします。

委員： 3なのか4なのか非常に迷うなというときもどちらか決めなくてはならなくて、配点が高い項目については、その点数によって大きく点が動くという、そういう仕組みなのですか。

事務局： 前回までですと、各委員の皆様の評価点の合計点だけで判断をしていましたが、今回からは、合議により選定委員会としての評価をしていただきます。判断に迷う項目については、次回の選定委員会において、皆様でお話をさせていただいて評価を決めていたければ、より実態に近い形になるのではないかと思います。

会長： それでは、申請団体①について、事務局へのご質問等がなければ以上とします。
次の申請団体について、よろしくをお願いいたします。

事務局： 今からお呼びする申請団体② やすらぎの杜マネジメントグループの申請書類一式以外の団体のファイルは、申請団体から見えないように横の椅子に置いていただくようお願いいたします。

それでは、申請団体②を誘導いたします。

【申請団体2 やすらぎの杜マネジメントグループ入室】

それでは、ただいまからプレゼンテーションを行います。

始める前に代表の方から申請団体名、出席者及びプレゼンテーションをされる方の御紹介をしてください。その後、私からの「プレゼンテーションを始めてください」の合図で開始してください。なお、プレゼンテーションの時間は10分間です。終了1分前になりましたらベルを1回鳴らしてお知らせをいたします。所定の10分になり次第、ベルを2回鳴らして終了とさせていただきます。なお、プレゼンテーション終了後、引き続き委員の皆様からの質問にお答えいただきます。

まず、団体名及び出席者、プレゼンテーションをされる方の自己紹介をお願いいたします。

【申請団体2の出席者、自己紹介】

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

申請団体2： それでは、事業計画確認事項に沿って説明いたします。

運営団体経営方針等に関する事項の経営方針について、私たちやすらぎの杜マネジ

メントグループが火葬業務の専門企業として、西日本を事業領域として展開する株式会社日本斎苑と昭和45年に大阪府枚方市でビルメンテナンス業務を開業し、総合ビル管理会社として着実に業務の幅を広げてきた株式会社大庫ビルサービスで構成し、各々の事業実績により培ったノウハウを当施設の管理運営に終結させ、施設の抱える課題の解消と、今後増加傾向にある火葬を円滑に執行し、これまで以上に地域に溶け込み、地域が容認する枚方市やすらぎの杜となるよう管理運営を執行していきます。

育児休業等の福祉に関する休業制度については、配置する職員の多くを占める代表団体は一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした子育てサポート企業として、厚生労働大臣による「くるみん認定」を受けており、その他の雇用環境の整備についても就業規則に盛り込んでいます。

公正採用への対応として、当施設の統括責任者に任命する者を公正採用選考人権推進委員に選任し、公正な採用を行います。障害者雇用率は代表団体を6.38%、構成員6%と高水準です。

各種ハラスメントについては、代表団体に相談窓口を設け、担当者、連絡先を記載した用紙を事務所に掲載します。

指定管理者の指定を申請した理由については3つあります。1つ目は、全国にサービスネットワークを広げたい。2つ目は、火葬炉設備の維持管理実績による安心と安全を広げたい。3つ目は、緑地管理のノウハウを発揮し当施設の魅力を向上させたいことです。経営の継続性、安定性については問題ないと認識しております。特に、代表団体が管理する施設では12の火葬炉で年間6,500程度の火葬件数を執行しており、混雑時には1日最大39件の火葬件数にもなりますが、遺骨の取り間違い等の重大なインシデントを生じさせていない業務施行体制を構築しています。

施設の経営方針に関する事項の現状認識と今後の方向性については、1. 人口の減少と高齢割合の増加、2. 孤独葬や直葬など葬儀による人々の行動様式の変化、3. 安全、安心に対する人々の意識の高まり、4. 現況を取り巻く状況の変化の4つの現状認識と、1. 当施設の立地環境について、2. 環境への高い配慮について、3. 指定管理者として、4. 当施設独自のサービスの状況について、5. 地域との親和性を深めた斎場の5つの方向性と認識しております。それらを踏まえて運営の基本方針の6項目を定めています。

火葬運営業務については、労働利用の確保や各業務の執行手順をマニュアル化し、階層別のモニタリングにより適正に管理します。

火葬炉設備危機管理業務については、火葬執行に基づく高いレベルの火葬を基本として適正な運転、監視業務と豊富な実績に基づく独自のノウハウを用いた点検を実施します。

また、建物等施設保守業務は品質方針を導入し、チェックシートの活用など漏れのない点検と、年間維持管理計画による確実な履行をお約束いたします。

利用者に対する接遇能力の向上については、セルフモニタリングと業務ミーティングにより、社員間で異なってくる、業務品質を高いレベルで均一化させ、専門講師の研修によって全体の品質を向上させます。また、苦情発生時には高品質な接遇と苦情対応フローに沿った対応により重大なトラブルへの発生を抑止します。

利用者等の安全や秩序維持については、日々の巡回を適正に行い不審者や不審物の早期発見に努めます。セルフモニタリングは日次、月次、年次と対象ごとに業務の品

質や執行状況並びに利用者アンケートの集計精査を行います。

人権研修については、代表団体が顧問契約を締結する法律事務所による年1回以上の研修を必ず実施し、公共施設で従事する者として高い倫理観を醸成します。

利用者サービスについては、現指定管理者が提供するサービス以上を基本として、当団体独自に終活コーナー、風景写真の掲示など新たなサービスを提供します。また、わかりやすく見やすい画面づくりと高度なセキュリティ対策を講じた専用のホームページを開設し、施設の利用案内や副葬品の購入等の注意事項を掲載し、啓発します。

施設の管理については、関係法令や市条例などを遵守し、施設の設置目的ののっとり各種管理計画を作成して実行します。

労務管理については、労働基準法、就業規則等を遵守した適正な労務管理を基本として職員の安全衛生管理を徹底し、労災事故の未然防止に努めます。人員配置計画における団体の特徴として、労務の難易度、責任の程度と職務執行に必要な能力要件を鑑み、火葬業務には常勤職員が受け持ち、セレモニー業務は非常勤職員で受け持ちます。

管理運営体制については、指揮命令系統と役割分担を明確にした管理体制と、業務ごとに責任者を設け、統括責任者が一元管理する運営体制により、情報収集や意思決定をスムーズに行い円滑な運営を行います。

廃棄物の処理や備品管理については、事業管理書を御参照ください。

環境への配慮については、市の策定する第3次枚方市環境基本計画の取り組みの推進とエコアクション21の取り組みを実現します。

火葬炉の維持管理については、火葬炉性能の安定化並びに事故防止と耐用年数の延長を図り、運転管理の円滑化を期するため火葬技術管理士が、日常点検と定期点検の保守点検を検討的、計画的に遂行します。

ダイオキシン類の発生については、副葬品の抑制について広く周知し、ダイオキシン類の分解温度、再構成温度を理解した火葬炉運転によって抑制します。

残骨灰及び集じん灰は丁重に取扱い、専門の処理業者が適正に処理します。また、年に一度供養祭を開催し丁重に供養します。

感染拡大防止策については、消毒や施設入り口での発熱チェックと施設の換気等の基本的な措置をはじめ、職員に対してはうがいや日々の健康チェックによる感染拡大を予防します。

情報公開については、枚方市の条例にのっとりマニュアルを作成して運用し、個人情報保護についてはPマークの認証を当団体は取得しています。

緊急時における対策については、防犯・防災対策、緊急事態が発生した場合の被害を最小限度に抑えることを目的として、安全対策マニュアルを整備し運営します。また、年1回の消火訓練や防犯訓練、避難誘導訓練等の防災総合訓練を実施し、緊急時の連絡体制の確認、当施設に従事する全職員が担当する役割の的確な理解と訓練の実効性の検証、改善を行い、緊急事態が発生しても速やかに対応できるように備えます。加えて代表団体はBCPを設定しております。リスク保障に対しては適正な額を補償した保険に加入し、様々なリスクに対し備えます。

利用者サービスを向上させる具体的な取り組みでは、アンケート結果に目標値を設定し、PDCAマネジメントサイクルによって継続的な改善を行っていきます。

以上で、事業計画の説明を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

- 会 長 : お疲れさまでございます。それでは委員の先生方から御質問をさせていただきたいと思ひます。御自由に御質問していただければと思ひます。
- 委 員 : 現指定管理者からの業務引継ぎが必要だと思ひますので、どのような形で引き継ぎをされるのか教えていただけますでしょうか。
- 申請団体 2 : 引き継ぎにつきましては、指定管理者として承認いただいた後から引き継ぎ業務に入らせていただきます。引き継ぎ内容、スケジュール等について、現指定管理者と市、そして選定された団体企業の三者協議により実施します。当然、現指定管理者の運用を妨げてはならないため、例えば、通常時間外に施設内に入らせていただいて運転操作の引き継ぎを実施していくなど、3月の中旬からさせていただくようになっております。また、炉メーカーが宮本工業所ということでもありますので、宮本工業所の炉を導入している他の斎場で十分に職員研修を行い、4月の運用開始に十分な準備をもって対応できるようにしております。
- 委 員 : 次に、人口は減少していく中で火葬件数はしばらく増加傾向が続いていくと思ひますが、人手不足などで人員が足りないなという状況になってしまった場合、大災害等の場合もございすが、そういったものによって人手がついて来ていない、不足しているという状況の時の何か対応策などはありますでしょうか。
- 申請団体 2 : 人口が減少していく中での従事する職員の採用等々については、先ほど説明させていただいた業務に対すところ、人員配置計画における団体の特徴として弊社業務の難易度責任の程度と職務執行に必要な能力を考えますと、火葬業務に対しては正規職員で対応、セレモニー業務に対しては非正規職員で対応するなどして、職員の方々などが自分ができる範囲で、その業務に携わっていただけるような環境をつくっていくということがまず1点と、弊社の中でもそういった人員不足、入れ替わりというのも当然あるのですが、現在の弊社の中の最高齢が78歳、元気で体力や意欲がある方であれば75歳という方であっても採用は考慮致しますので、そういったところでの雇用を確保するという、大規模災害等々につきましては、弊社が西日本を中心に指定管理をしておりますので、そういったところからの人員のサポート行っていきたいと考えております。
- あわせて、現地にある大庫ビルサービスさんは、枚方市に本社、所在地がありますので、例えば大規模災害時において、私たちが請け負う業務の中の、例えば台帳調査を覚えていただくなど、簡易な作業を覚えていただくことによって、大規模災害に対する備えを確実に行います。
- 弊社はヘリコプターの会社とも経営締結しておりまして、人員を派遣する際に交通網が遮断した場合には、弊社の職員を近隣のヘリポートまでヘリコプターで移動させるといったサポート体制を構築しておりますので、そういった形での大規模災害に対する備えを考えています。
- 委 員 : 3点質問させていただきたいのですが、日本斎苑様は広島を拠点にされているとのことですが、事業計画書の1ページを見させていただきますと指定管理者の主な業務内容で、広島市様の中では公金徴収業務をされているのですが、三次市のところではされていないということで少し業務の違いがあるのですけれども、指定管理の中でこういう業務は除外ということでされていたのでしょうか。
- 申請団体 2 : 基本的には、広島市に関しては公金徴収業務は別途契約しており、三次市については指定管理の中に公金徴収も含まれているため、ここに記載はしていません。

委員： ほとんど同じ業務をされているという理解でよろしいでしょうか。

申請団体2： はい。公金をお預かりして、公金フローに沿って市が指定する銀行で納付するという形で適正に管理しております。

委員： 公金というのはいわゆる火葬料金のことですか。

申請団体2： 火葬料金や設備の使用料金、動物の炉がある施設でしたら動物炉の利用料金であったり、別個で物品販売もする場合もあるので、そのようなお金も含まれます。

委員： 次に、広島で非常に拡大されつつあるという、成長企業であるとお伺いできるのですが、大庫ビルサービス様は枚方市の地元産業であるということ、この二つの企業が準備しまして、これから運営されるということだと理解するのですが、まずその火葬業務につきまして、枚方市と広島市で何か地域性というのは研究されておられるのでしょうか。

申請団体2： 基本的には、枚方市も含めて西日本という区域になろうかと思えます。当然、京都の仏教であったりとか、他の宗教等々に関しては似通る部分も数多くありますので、その場所場所においての特徴的というのは特段ないかと思っております。コロナという状況の中でも、全国的に大体同じような対応や状況である場合が多いようですので、差はないと考えております。

委員： 最後に、お答えできない場合にはお答えされなくて結構なのですが、5ページの企業戦略についてお伺いしたいのですが、おそらく大阪、関西近隣エリアに拡大されようとしているのかと思えますが、なぜ枚方市を拠点としたのかが気になったのですが。

申請団体2： まず、立地的に京都に近いところがございまして、そして、枚方市と大庫ビルサービスさんの御縁をいただいたということも2つ目のポイントであって、加えて人口規模が大きい都市であるということですので。そういった諸々を含めてです。

火葬炉のメーカーさんが宮本工業所さんであるということも、弊社の中では長いお付き合いをさせていただいており、炉の特徴や課題も熟知していますので、今後長期的に保全できるようなノウハウを生かすことができます。また、来年4月から枠が広がることに関しても、広島市において1日最大39件の火葬を行う場合もありますので、火葬件数が増加傾向にある枚方市においても、このノウハウを生かしていけると判断いたしました。

委員： 資料を見てみますと、例えば煉瓦と煉瓦の隙間で不完全燃焼を起こすため、その隙間を埋めることで、火葬臭が起るのを防いでいる独自の工夫をされているという御説明も非常に説得力ありますが、御社にとって宮本工業所製の火葬炉を使うというのは、他のメーカーの炉を使うよりもやりやすいのか、やりにくいのはどちらでしょうか。

申請団体2： 宮本工業所の火葬炉の特徴としては扱いやすいと思えます。大手3メーカーさんある中で燃費的にいうと2番目の燃費ですが、先ほど御指摘いただいたように、台車の3分割されている部分のねじを埋めたりする簡易修繕を行うことによって、適正な状況を維持できるというメリットもあります。ただ、温度が上がりにくいという点が若干課題としてはあり、また、台車が3分割されていると当然その隙間に人体から出る液状が付着するため、それが火葬臭となり、一般の方々が利用する際にカビ臭いとか、何かくさい臭いがするというのがあります。それを改良するために私どもは、何も無い状態で火をつける乾燥だきを月に1回行ったり補修をしたりしています。

委員： 障害者雇用の6%の数字がありましたけれども、障害の程度にもよりますが、多くの

企業さんがなかなか法定雇用率を達成しにくい状態である中で、この数字は非常に突出していると思うのですが、実際にはどのような業務についていただいているのか、教えていただけますか。

申請団体 2 : まず、日本斎苑の障害者雇用率 6.38%となっておりまして、この内訳を見てみると、火葬業務に従事している方がほぼほぼで、最近火葬炉というのが自動運転になっていますので、昔の炉に比べて人体に関わる負担というのが極力少なくなっている傾向にあります。また、かがみにくい障害がある方や足に障害がある方の移動を少なくするため、弊社では例外的に椅子に座ることも許可しているのですけれども、椅子に座ったまま操作ができるような態勢にするなどの工夫しながら火葬業務を行っていただけたというところで障害者雇用率も上がっています。

委 員 : ということは、やすらぎの杜でいいますと、利用者と直接会うことはあまりないのでしょうか。

申請団体 2 : 今までの弊社の中の実績でいうと火葬業務になるのですけれども、月に火葬が 10 日くらいしかないような火葬場では、火葬従事する方が対面で利用者のセレモニー業務を行う場所もあります。利用者の人数が多いと予想される場合には、補助要員を一人つけて万全な体制で対応しております。

委 員 : 確認をさせていただきたいのですが、収支予算書の令和 8 年度と令和 9 年度の支出の部の合計について、指定管理料に差が出ておりまして、3 万 2,200 円違っています。おそらく単純な計算間違いかと思うのですが、合計の指定管理料は変えることはできないので、内訳を修正して出していただければと思うのですが、事務局の皆様いかがでしょうか。

事 務 局 : 現在申請いただいている指定管理料の額は変更できないと考えているのですが、その指定管理料にあわせて内訳を修正していただくかは、委員の皆様がよろしければ結構です。

申請団体 2 : 修正をさせていただきます。

委 員 : では御対応をお願いいたします。

同じく収支予算書すけども、想像の部分もあるのでやむ得ないのかなとは思いますが、他の人件費からその他までが 5 年間、同じ金額になっているのですが、特に人件費はこれから大阪は時給 1,000 円を超えて上がってくると思うのですが、その辺を見越してのざっくりとした金額で初年度ら多めに計上されているのか、その根拠はいかがでしょうか。

申請団体 2 : 御指摘いただいたとおり、人件費は 10 月に改正される予定であることも考慮して、今後は年度ごとに更新されるだろうというところも踏まえて、人件費に盛り込ませていただいております。

感染症対策の費用については、アルコールなどの消耗品費しか弊社では計上させていただいてなくて、現在、他の斎場においてはここに関わる人件費でプラスアルファというのは頂いてない状況ではあるので、統一したほうがいいだろうという会社全体の思いの中で、消耗品だけ計上させていただいております。

人件費の額が 5 年変わっていないというものについては、少なく設定しているのではなく、様々なことを見越しまして、現在従事されている方をそのままスライドして雇用するかもしれないですし、どのような方が 4 月までに採用されるか分からないの

で、そのようなところも考慮して、設定させていただきました。また、その人の持つノウハウに応じて給料を上下させないといけないということもあるので、あまりシビアにし過ぎると、指定管理料の質とバランスが崩れてしまいますのでいった意味も踏まえて高めに設定はさせていただいております。

委員：初年度から高めの設定で計算しておられるということでございますね。

申請団体2：また、今後の火葬件数が定まっていませんので、予測の6,200件という数字に基づいて算出をさせていただいてるのですが、やはり前後があらうかと思っておりますので、そういうところも踏まえて計上させていただいております。

委員：最後に、管理の方は大庫ビルサービス様ですが、具体的にどのようなビルのメンテナンスをされているのか御記載がなかったので、教えていただけたらありがたいです。

申請団体2：まず枚方市に本社がありまして、例えば枚方市さんの施設でいいますと、ラポールひらかたさんでは清掃業務を主にさせていただいております。大学では龍谷大学さん、国公立でいいますと教育大学さんでは、清掃業務を中心にメンテナンスさせていただいており、点検などもさせていただいております。

会長：その他に追加で御質問なければ以上で終わらせていただきます。
お疲れさまでございました。

申請団体2：ありがとうございます。失礼いたします。

会長：今の事業者さんに関しまして事務局にお尋ねになりたい点があればお願いします。

委員：申請団体2は、前回もしくはそれ以前も申請されていた業者さんではないのですか。

事務局：火葬場の指定管理者としては、今回初めての申請となります。

委員：セレモニーの取り仕切るという経験があり、火葬業務と設備保全については自信があるのですが、大庫ビルサービスさんがどうなのでしょう。

委員：最近、急にJVを組んだということなのでしょう。

事務局：我々もそのあたりの経過は分かりません。

委員：現在の予約システムとか情報セキュリティの話もありましたけど、今までのものは引き継ぐつもりだが、変えることもありますみたいなことを記載されています。規模が大きくなればなるほど情報漏えいというのは起こってきます。現在の状況はどうなっているのでしょうか。

事務局：予約システムについては、委託ではありますが市の管理であり、市の情報推進部局とはセキュリティのチェックは行っています。

委員：ホームページは新たに作られるのでしょうか。

事務局：現在の指定管理者が作成しています。

委員：大庫ビルサービスさんのホームページ拝見したのですが、現在のやすらぎの杜のホームページとの違いがすごくあるなと感じました。

委員：他の火葬の業者さんで職員が退職されて大きな穴が開いてしまったときに、その穴を埋めるために他の支店の人がかなり長いこと応援に駆けつけるような事例があったと聞いたことがあります。大災害のときにヘリコプターでというのは分かるのですが、長いこと穴が開いてしまうこともやむを得ず起こり得るので、そのあたりは不安だなと感じました。

委員：やすらぎの杜マネジメントグループさんは、現地視察行かれていますか。

事務局：来られています。

委員：15ページのユニバーサルデザインの実施というところですけど、見られたにしては

既にされていることが多く目新しいものがないです。フリーWi-Fi、これ情報セキュリティ上そんなに簡単に設置もできませんので。細かいところを見られたのか、少し心配になりました。

委員：火葬炉のことについては熟知されていて、問題ないと思います。ただ、接客業務的にはどうかと思います。

委員：宮本工業所製の炉でもいろいろな種類があるじゃないですか。広島で扱われている炉とやすらぎの杜の炉というのは同じ型なのでしょうか。

委員：火葬炉にそれほどバリエーションはありません。

私は火葬場の維持管理の面で、現時点でこのままいけば壊れてしまうようなものがあるって心配があるのであれば、申請団体②がいいかなと思いましたけども、現在ではそれほど心配はないようです。

火葬臭って結構しますか。

事務局：火葬臭はアンケートの意見としていただくことはありますが、換気設備や空気清浄機を稼働したりと対応はしていただいています。

会長：時間も押してきましたので、以上とさせていただきます。

案件（3）評価について

会長：案件（3）「評価について」を議題といたします。事務局から御説明をいただけますか。

事務局：それでは御説明をいたします。評価の基本的な考え方につきましては、先ほど御説明しましたとおり、資料7「評価表」の要求事項ごとに1から5の5段階の評価を御記入いただくものでございます。大変恐縮ではございますが、本日御持参いただきました申請書類一式につきましては、評価を行う際に必要となりますので、本日お待ち帰りいただくか、もしくは机の上に置いてお帰りいただきましたら、後日事務局から郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この申請書類一式につきましては、Web開催の第3回の選定委員会でも審議で必要となります。こうしたことから申請書類一式につきましては、第3回選定委員会終了後に、本日お配りしております着払い伝票をお使いいただき事務局まで郵送いただければと思います。

なお、本日封筒もお配りしておりますので、返送の際にご利用いただければと思います。本日評価表を提出いただける委員の方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に事務局へお渡しください。後日提出される方は事務処理手続の都合上、10月5日水曜日までにメールで事務局環境政策課まで送信をお願いいたします。お送りいただきました評価表につきましては、事務局で取りまとめを行い、次回の委員会において全委員の評価の集計と評価コメントを御提示させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。評価につきましてはの御説明は以上となります。

案件（4）その他

会長：案件（4）「その他」について事務局からお願いいたします。

事務局：繰り返しとなりますが、次回の委員会につきましては、10月19日水曜日の午前10時から第1回目と同様にWeb会議にて開催いたします。評価の集計等ご提示した後、本施設の指定候補者について合議、答申へとお進みいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

会 長 : 特にご質問がなければ以上をもちまして、本日の委員会は終了させていただきたい
と思います。長時間にわたりお疲れさまでございました。どうもありがとうございます
しました。

(11:30 閉会)